

おわりに

宮本百合子の書いた貧しき人々の群は、桑野開拓地の農民に取材したという中編小説で、桑野開拓当時の小作農民生活の苦しさを描くに作者は熱心であるが、苦しかったのは小作人だけでなく、地主（開成社員）も不馴れな開墾事業に深刻な悩みが絶えなかった。開墾計画者は政府と県であり、郡山の有志達は開墾など念頭になかったのを中条政恒に懇請され、県告諭に引かれて決起した。だがいざ創業後は県役人と小作人の間に介入し初めて経験する開墾問題の処理に困惑した。役人にせきたてられ、小作人にはごねられての障害の頻発は開成社誌の随所に見とどけられる。貧しき人々の群ならず、むしろ受難の地主の群が桑野開墾の様相であった。

開成社員は元来が郡山宿の有力者としてほとんどが商業を正業としたに對し、開墾事業は余業であったはずが、年と共に規模が広がり複雑化して、軽い余業の行動をこえるものになっていった。監督の県役人との折衝も難件山積し、小作人の面倒は社員の個々の負担にかかわる事多く、その対策には時間と共に金が伴った。すでに結社出資以来社員は多額の出費をし、正業の維持を脅かされるものもいた。正に前言の受難にあえぐ地主の苦悩であった。

開成社誌の一節に、創業後六年一毛の収納なしとして、開墾経営の困乏を報じているが、たしかにこの時期まで開成社並びに社員として利益の配分をうけていない。しかし、すでに百町歩（一〇〇〇万平方米）余の田畑が造成されて米その他作物が生産化に入っていたのだから、新地相應の収獲をあげつつあった。現にこれが数量を示した記録もある。しかし、この収獲は小作人の生計に向けられ、これでも米は不足であったので、年に百俵から二百俵の補給が必要としたほどだから、社員には文字通り六年間一毛の収益配当がなかったわけである。

また十二年八月の事業報告に、本社は明治六年業を起し四万余円の金を費すといえども、唯修飾のみを事と

し実益なく、稲田の如きは年々植付を減じ、本年は墾田四分の一に過ぎず、とある。費消額四万余円を計算すれば、二十五人社員の出資金額二万三千五百円を注ぎこみ、さらに二万円からの追加を社員が分担していることになる。にも拘わらず実益なく修飾の事に追われるのみと訴えている。修飾とは佃戸の増設や道路その他の設備工事を指すものであろう。実益なしは社員には依然として無償無配ということである。しかし前月末には桑園造成費に県からの借入金五千円の年賦償還を終えているし、既往三年間の米收穫二百八十石余（四万四千四八〇キロ余）を計上しているなどで、いろいろの支障に逢着しながら、開墾地の生産化が進んでいたのである。この米は社員に配分できそうに思われたが、全部小作人の扶養米に充当した。佃戸居住小作人は常時三百人をこえていた。

明治九、十、十一年は小作人問題の苦勞の三年間であつた。小作人管理のいざこざは最初から付物だったが人数が増す中にただ居場所を求めるだけの無宿者、足軽くずれの放浪者、その他の異質者が交つてきた。善良な入植者もこれらの徒に使^し惑^さされて誓約を反故にし社則を破つた。小作人の反則、怠業には開墾所の県開拓掛が処置監視を担当していたが、開成社も当事者として放任できず、事件発生毎にその煩わしさに手こずつた。

明治の初め故に、役人には武士の威權が匂つていたから、かなり不逞の小作人も役人の教戒に服し、処罰に恐れをなした。だがこの効用も開墾操業が四、五年続いた明治十年ころには、すっかり薄れてしまった。彼らは開成社に反抗の態度を平気で役人に向ける一方、住居権土地小作権の処遇改約を要求して、郡役所、警察署に訴願手段に出た。訴願は白河裁判所に移され、その都度開成社に召喚状がきた。この厭うべき応待に社員は一再ならず出頭した。訴願は調停事件として扱われたが、その結果は訴願を不当とされ、反省して耕作にはげむ者、ひそかに佃戸を退去していく者もいた。小作人の佃戸入退居は年中頻繁をきわめ、時には百人も一度に欠けることもあり、その補充募集が一苦勞であつた。人手不足は資金難よりも火急を要した。入植者志願を田村郡内各村の二、三男坊に大々的に呼びかけたこともある。願れば、開成社開墾經營の揺籃^{ようらん}期は、資金と小作

人の調整に追われ通しだったといえる。

これら不良の徒の横行に煩わされながらも忠実な小作人らの稼働により、開墾作業は徐々に進捗し、荊棘と雑草の大槻原は一望の耕地に様相を変えた。孤狸の跳梁にまかせた離森には神殿が建って信仰の山に蘇るとともに、開墾地一帯に新しい村桑野が誕生した。開成社二十五人の開拓報国の使命は難関を突破し、さらに一路精進あるのみであった。この成果に対し、明治九年五月十九日福島県は、礼服外羽織袴地等一揃をそえ開成社全社員を表彰した。

翌六月十六日には、明治天皇 開墾現地に臨幸、新生の耕土を御覧になり、社員一同の献身をねぎらう御言葉があり、その夜は開成館に御滞泊になられた。開成館は開成社の生成を表徴し、郡山市史跡の一目標であるが、ここに行在所の由緒を被るにより存在の意義をさらに深めることとなった。

開成社の伝統は郷土史の中に息吹つづけ永遠に語りつがれるであろう。その次元の一区切に編まれた百年史である。勿々の間に成った本書の内容に尽し得ないものがあれど、これがいささかも寄与することになれば編者望外の幸である。

本書撰修に際し別掲諸書を参考とした外、開成社長鳴原弥作氏の指導、郡山市史編集室長山崎義人氏の助言に負う所多大であり、その上両氏から序文祝辞の寄稿に接したを併せ記して御厚意を謝し、尚開成社副社長遠藤、同柳沼、常務理事津野及び理事代表安藤尚二諸氏の御配慮に対し謝意を表す。

昭和五十年春

橘 輝 政

資料引用の参考書目

開成社記録、安積事業誌、分草実録、福島県開墾誌、安積開墾大観、
開成社五十年記念帖、東 巡 録、東北巡幸記、福島県総覧、郡山市史
福島県明治聖跡文獻集

著者 橘 輝政経歴（七八才）

中央大学中退、河北新報記者、福島新聞編集長、郡山毎日新聞経営を経て文筆業、

野口英世伝シリーズ五部作、日本医学先師伝等の外郡山財界秘史、福島県明治聖蹟文獻集、郡山商工会議所四十五年誌等二十余種の地域関係編著書、郡山市史編集に参加。

郡山簡易図書館経営、郡山勤労青年塾長郡山文化協合理事長、同文化団体連絡協顧問。

郡山市社会教育委員、郡山市公民館設立委員長、同運営委員、郡山市図書館建設後援会長、同図書館協議委員、郡山市観光協会理事、郡山商工経済会事務局長、同商工会議所議員、福島地方裁判所、同家庭裁判所調停委員、司法委員。

郡山市文化功労者受彰、仙台高裁長官受彰、藍綬褒章受章。

監修 山崎義人の略歴（六六才）

明治四十二年、福島県岩瀬郡長沼町に生まれる。日本大学法学科を卒業後、宮内省図書寮（現在宮内庁諸陵部）に勤務。昭和十九年五月、郡山市立図書館の創設事務に従事、二十三年館長となる。四十年退職。

県教育委員会より本県社会教育功労者として表彰される。四十年十月より郡山市史編集室長となり、市史全十一巻の編集を完了（五十年三月）。

その間『郡山夜ばなし』『郡山歴史散歩』『郡山水道史』『郡山戦災史』などを編さんした。

五十年五月、福島中央テレビ刊行「ふくしま近代文学」名作の舞台」を執筆。

現在市の社会教育指導員として、市の公民館等の諸講座（歴史文学等）を担当している。

開成社百年史編さん委員

委員長	鳴	原	弥	作
委員	遠	藤	安	一郎
委員	柳	沼	恒	五郎
委員	津	野	喜	七郎
委員	安	藤	尚	二
委員	橘	輝	政	
監修兼	山	崎	義	人

題字 鳴原弥作

開成社百年史

昭和五十年四月二十二日発行

編著者 橘 輝 政

発行所 合名会社 開成社
代表 鳴原弥作

印刷所 不二印刷株式会社

